

第6回光が丘第八保育園民間委託化対策協議会
平成17年4月2日(土) 光が丘体育館会議室

協議会検討事項記録

前回積み残し分

- 1 参加資格
第三者評価 認可保育園を複数運営している事業者
- 2 職員育成
障害児保育のプロポーザル募集要領への反映 障害児保育の選定基準への反映
- 3 契約期間について
- 4 リスクヘッジと履行保障のプロポーザル募集要領への反映の確認
- 5 覚書の内容と時期について

今回新規分

- 6 光八に対する第三者評価の実施の要請
- 7 園長の条件について
- 8 選定委員の構成について
- 9 スケジュールの再構成について

1 参加資格

第三者評価

(保護者側)「施設調書」「指導検査結果」には、利用者側のアンケート部分がない。よって第三者評価の代わりとしては不十分である。

(区側)第三者評価を実施しているところが少ない。

(保護者側)応募するまでに第三者評価を受けさせることは可能か。

(区側)スケジュール的に厳しい。

(保護者側)議題6の時点で再度話したい。

認可保育園を複数運営している事業者

(区側)都内で私立認可保育園は619。104事業者が複数の認可保育園を運営している。内100が社会福祉法人、4が株式会社。

(保護者側)都内という条件をはずすと数は増えるか。

(区側)増える。

(保護者側)認可および認証の条件で、どれだけ増えるか。

(区側)108になる。

(区側)練馬区内の社福で複数園運営しているのは1園である。

(保護者側)いったん保留して選定基準のところでも再度協議したい。

2 職員育成

障害児保育のプロポーザル募集要領への反映

「障害児保育の理念、実施内容」に「経験者人数、経験内容」を追記することで合意。

障害児保育の選定基準への反映

次回へ保留。

3 契約期間について

複数年の問題は次回へ保留。

4 リスクヘッジと履行保障のプロポーザル募集要領への反映の確認

「労働争議、その他の事情により受託業務の遂行が困難となったときの代行補償」を「受託業務の遂行が困難になったときの履行補償」に変更することで合意。

5 覚書の内容と時期について

次回以降へ保留。

その他、プロポーザル募集要領の変更点を確認、修正しての合意内容

(1) 保育士：保育士配置体制を入れる。

(2) 調理：「保育園での調理経験者を複数配置すること。」を追記

(3) 人員配置：一時保育分は別途考える。

6 光八に対する第三者評価の実施の要請

9月までには実施することで合意。

7 園長の条件について

(区側) 提案「25年以上または同等の経歴、識見、能力を有すると認められるもの」

(保護者側) 誰が認めるかという問題に絡め、選定委員のところで話したい。

8 選定委員の構成について

(保護者側) 公平性をたもつため、選定委員に第三者を入れてほしい。

(保護者側) 選定委員の構成について提案「元区立保育園長1名、児童青少年部長、公認会計士1名、保育のわかる有識者もしくは学識経験者2・3名」

(区側) 第三者の選定委員を入れることは了解する。

第三者を選定委員に入れることを加味して、園長の条件も次回に保留。

9 スケジュールの再構成について

(保護者側) 新しいスケジュールの提案。

(区側) 内容は厳しいが検討する。

次回に保留。

次回日程 4 / 9 (土) 14:00 ~ 光が丘体育館会議室

以上